

一般社団法人宮崎県理学療法士会 第96回理事会議事録

1. 理事会の種類 第96回理事会
2. 召集年月日 2024年5月7日(火)
3. 開催場所 宮崎県理学療法士会事務局
4. 開催日時 2024年5月11日(土) 15時00分～16時43分
5. 出席者

役職名	出席【委任】	出席者氏名
理事	9名【5名】	中田、湯地、迫田、柚木、大森、吉良、貴嶋、花田、上野【竜田、常盤、高月、平島、田上】
監事	2名	門川、吉田
局長	1名	加藤
事務局	2名	越智、西

定刻に至り、加藤事務局長より定足数の報告後、定款第36条1項に基づき理事会成立の旨を伝え、中田理事の挨拶の後審議に入る。

【報告事項】

1) 令和5年度監査報告について

吉田監事より説明がなされた。令和5年度分事業ならびに会計の執行状況について、門川監事とともに令和6年4月27日に監査を行った。事業については、事業計画に従って適正に実施されている。会計は、当年度予算の予算執行状況、財務諸表及び証票等について、概ね適正に保管・整理されていた。指導事項として、会員の帰属意識を高めるブラッシュアップ研修を各圏域ブロック活動で強化する事。各部局で保有している機器の物品台帳を事務局で一括管理する事があげられた。

【審議事項】

1) 会費・旅費規則の変更について

加藤事務局長より説明がなされた。継続審議となっていた定款細則の会費に関する事項について、①入会金は廃止、②60歳以上の会員については年額2,000円、③育休中の会員についても年額2,000円に変更。総会で承認を得たのち、令和6年4月1日付けより施行とする。旅費規則に関しては、協会の旅費規程を参考にし、県内宿泊8,000円、県外宿泊10,000円、政令指定都市および東京23区12,000円に変更。近距離旅行日額旅費については、総距離(km)×30円と変更し、有料路道の実費負担も追加。

協議の結果、令和6年4月1日付けで施行することで承認された。

2) 九州理学療法士サミット参加者の選出について

加藤事務局長より報告がなされた。これまで7月に九州ブロック士会長会議が行われていたが、今年度より各分科会の会議も同日・同会場で行われることとなった。士会長会議は中田会長、事務局長会議は加藤事務局長、学術局担当者会議は田上理事、災害対策担当者会議は財津委員長、管理者ネットワーク担当者会議は吉良理事、職能関連担当者会議は常盤理事となった。

協議の結果、上記参加者にて決定となった。

3) 第12回定時総会資料について

加藤事務局長より報告がなされた。開催日程は令和6年6月23日(日曜日)、会場は宮崎医療福祉専門学校で開催予定。委任状提出に関しては、これまで通りFAX及び電子メールでの提出は受け付けないことで統一。総会資料については、一部修正を行った後に、業者へ印刷を発注する予定。

協議の結果、総会開催と資料の内容について承認された。

4) 未使用の通帳処理について

加藤事務局長より報告がなされた。現在未使用の通帳については、6つほどあるとのこと。未使用のままだと、1つの通帳あたり1,800円の解約手数料が発生する。通帳を新しく作成するのは労力と時間を要する。出入金を行うことで、引き続き通帳が使用できるようにしておくことは可能。

協議の結果、既存の通帳は残しておくことで、新しい事業を行う際に使用できるよう保管しておくことで承認された。

【提出議題】

1) 倫理委員会の委員長変更

大森理事より報告がなされた。これまで諸塚診療所の伊藤氏が担当していたが、体調不良などの諸事情により辞退希望があった。後任として、西郷病院の塩月氏へ打診し内諾を得ている。

審議の結果、新しい倫理委員長については塩月氏を任命することで承認がなされた。

【その他】

1) 名義後援の件について

加藤事務局長より説明がなされた。先日、ある団体から名義後援の依頼があった。資料等の提出を依頼したが、そういった詳細な資料等はないとのこと。事業に関する資料提出がない場合は審議を行えないため、理事会で諮ることなく断ることが確認された。名義後援の依頼については、理事会で審議後に決定することが確認された。

- 2) 介護支援専門員とリハビリテーション専門職の合同フォーラムについて
吉良理事より説明がなされた。今年度のテーマが「在宅介護における呼吸器疾患患者のリハビリテーションについて」となった。講師選出については、花田理事に打診することが確認された。

- 2) 会員異動等について
名簿の確認後、会員異動について承認された。

- 3) 次回理事会について
令和6年6月23日（日）総会終了後より理事会開催予定。詳細については事務局より後日連絡の予定。

議事録署名人として議長及び理事を選出し、16時43分に散会した。

上記の決議を明確にするため、議長及び議事録署名人これに署名（記名押印）する。